

各務原市内介護保険事業所  
各務原市内有料老人ホーム 各位  
各務原市内サービス付き高齢者向け住宅

各務原市役所健康福祉部介護保険課長

各務原市内介護保険事業所等における事故等発生時の報告事務取扱の改正について（通知）

日頃より市政並びに市介護保険行政にご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、介護保険施設等における事故等の発生防止及び発生時の適切な対策の強化を図るため、平成30年10月1日付で、岐阜県の事故発生時の報告基準取り扱いおよび報告書様式が新たに制定されました。

各務原市でも岐阜県の改正に合わせ、県の内容に準じた報告基準及び報告書の様式を新たに作成しましたので、今後市へ報告を行っていただく際には、新たな報告基準及び様式に基づいて、適切かつ迅速な対応を行っていただくとともに、事故等の発生要因や事故対策及び再発防止策を検証し、利用者に対するサービスの質の向上及び介護保険施設等の運営の適正化に努めていただきますようお願いいたします。

記

施行日：平成31年4月1日（月）

報告基準：「各務原市内介護保険施設等における事故等発生時の対応マニュアル」による

報告様式：「事故等発生報告書」による

※報告が必要な項目を網羅している様式であれば、任意の様式で差し支えありません。

※施行日以前であっても、新様式で報告を行っていただいても差し支えありません。

※各務原市公式 Web サイトにも掲載しています。以下の URL をご覧ください。

<http://www.city.kakamigahara.lg.jp/business/17894/17915/008821.html>

各務原市 健康福祉部 介護保険課 施設指導係	
電 話	058-383-2067（直通）
FAX	058-383-6365